

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一五
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 一六
- 土地収用法により事業の認定をした件 一六
- 道路の区域を変更する件十五件 一七
- 道路の供用を開始する件四件 一七
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一七
- 随意契約の相手方を決定した件 一七

告 示

福島県告示第二百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年三月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工行政課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）有限会社さかとみ様 貸店舗新築工事 福島県いわき市平上荒川字長尾二六、二七、二八
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 有限会社さかとみ
代表者の氏名 代表取締役 坂本 喜一
住所 福島県いわき市平上荒川字長尾二二番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (一) 名称 株式会社ゲオ
代表者の氏名 代表取締役 吉川 恭史
住所 愛知県名古屋市中区富士見町八番八号
 - (二) 名称 株式会社One D.
代表者の氏名 代表取締役 都築 武
住所 茨城県水戸市城南二丁目七番二七号香陵駅南ビル三階
 - (三) 名称 株式会社光栄薬局
代表者の氏名 代表取締役 大塚 祐一
住所 福島県いわき市内郷綴町川原田八六番地の四
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年九月三十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千八百九十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 五十七台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 五十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 五十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 七・五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前十時
(二) 閉店時刻 午後十時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 二か所
位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時
- 七 届出年月日
平成三十年三月八日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第百三十五号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十九年福島県告示第四百一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

表福島市の項を次のように改める。

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島市	大波第九 大波第一一	平成三〇年三月三二日
	大波第一〇	平成三二年三月一五日

表会津若松市の項中「同」を「平成三〇年三月三二日」に改め、同表郡山市の項を次のように改める。

郡山市	笹川第二 石筵 石筵第二一 笹川第三 石筵第二二	同
	笹川第四	平成三二年三月一五日

表いわき市の項中「同」を「平成三〇年三月三二日」に改める。
（農村計画課）

福島県告示第百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 起業者の名称
南相馬市

二 事業の種類

南相馬市原町老人福祉センター建設事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

- 1 収用の部分 福島県南相馬市原町区小川町地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性
南相馬市原町老人福祉センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第三号に掲げる社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。
- したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、南相馬市復興総合計画に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益

南相馬市（以下「当市」）では、老人福祉センター施設を市内に二箇所設置しているが、いずれの施設も設置から三十年以上が経過し、老朽化のため施設・設備の改修及び機能の向上を図る必要が生じている。これらのうち原町老人福祉センターは、入浴ができ、健康の増進や教養の向上を目的とした各種教室やイベントが開催され、レクリエーション活動の場となっており、年間2万人を超える利用者がある。

しかし、施設の規模が小さいため、各種教室は、定員以上の応募により多くの方が入会を待機している状況にある。

また、施設の駐車スペースも不足しているため、イベント開催時などには、駐車できない車が多く発生するなど利用者に多大な不便を強いている状況である。

当市においては、高齢者の割合が年々増加しており、高齢化率も全国平均を大きく上回っており今後さらに深刻さが増すと予想される高齢化に対応するために、高齢者からの相談に対応するとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーション活動を総合的に支援するための施設の充実が急務となっている。

このような状況の中、本件事業の施行によって、当施設が抱えている施設の老朽化、狭あい化の解消、利用者用駐車スペース不足への対応が可能となるとともに、新耐震設計基準を適用することにより、耐震性に優れた施設を整備することが可能となるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当しない。起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の生息情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、起業地周辺河川には準絶滅危惧種の鳥類一種（ヒバリ）の生息が確認された。したがって、福島県民の回答及び生息に対する影響等に記載されている事業実施に際しての配慮事項のとおり、周辺の自然環境の保全、野生生物の保護に配慮して設置工事を行うものであり、工事区域内に営果が確認された場合には、専門家の指導・助言を受け保全に努めるものとする。

また、当市教育委員会の遺跡分布図により、本起業地は「周知の埋蔵文化財」の範囲外であることを確認している。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、老人福祉センターの現状を踏まえ、当市のまちづくりの指針となる「南相馬市復興総合計画」の基本指針を踏まえて策定された「南相馬市高齢者総合計画」に基づき、市民の意向を反映させるための意識調査及び人口推計から算出された高齢者人口予測を踏まえて計画されたものである。

また、起業地の選定に当たっては、施設利用者の利便性を第一に、市内三か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件、周辺環境及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

当市では、老人福祉センター施設を市内に二箇所設置しているが、いずれの施設も設置から三十年以上が経過し、老朽化のため施設・設備の改修及び機能の向上を図る必要が生じている。

これらのうち原町老人福祉センターは、年間2万人を超える利用者があるが、施設の規模が小さく、施設の駐車スペースも不足しているため、利用者にとって多大な不便を強いている状況である。

加えて、原町区長連絡協議会や利用市民から施設の拡張について要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別の収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
南相馬市長寿福祉課

(土木総務課用地室)

福島県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	二本松市東新殿字浮内 八六番地先から 同 市東新殿字浮内 八番地先まで	変更前 変更後	一三・八 四〇・〇	三二〇・五 三二〇・五

(道路計画課)

福島県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	二本松市杉沢字口中内 一四一番地先から 同 市杉沢字馬船四 四四番地先まで	変更前 変更後	一〇・〇 一七・五	五三〇・〇 五三〇・〇

福島県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 安達線	二本松市油井字中田三 八番二地先から 同 市油井字天王田 八八番一地先まで	変更前	一一・五}	一六四・〇
		変更後	一三・〇}	一六四・〇
			一五・七	
			四一・三	

（道路計画課）

福島県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 停車場線	本宮市本宮字九縄二〇 番六地先から 同 市本宮字中條二二 番地先まで	変更前	一〇・九}	一五二・八
		変更後	一九・〇}	一五二・八
			三三・八	
			三三・八	

（道路計画課）

福島県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	郡山市安原町字前三三 番一地先から 同 市安原町字前一〇 三番一地先まで	変更前	九・九}	一五八・五
		変更後	九・九}	一五八・五
			一八・一	
			一八・一	

（道路計画課）

福島県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川二本松 線	須賀川市滑川字中町六 五八番地先から 同 市滑川字北町三 四番一地先まで	変更前	八・三}	五三三・七
		変更後	一二・七}	五三三・七
			三八・二	
			一七三・五	

（道路計画課）

福島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大内 会津高田 線	大沼郡会津美里町富川 字中川原二六九番地先 から	変更前	A 六・〇〇 二二・四	六一五・一
	同 郡同 町永井 野字下町一八六九番一 地先まで	変更後	A 六・〇〇 二二・四	六一五・一
	大沼郡会津美里町富川 字中川原二六九番地先 から	変更前	B 一一・〇〇 九二・〇	九六六・四
	同 郡同 町永井 野字下町一九二二番四 地先まで	変更後	B 一一・〇〇 九二・〇	九六六・四

(道路計画課)

福島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字湯 野上字館本乙二二三〇 番地先から	変更前	六・六〇 二二・九	二二六・〇
	同 郡同 町大字湯 野上字館本乙二二一九 番一地先まで	変更後	六・六〇 二二・九	二二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡葛尾村大字落合 字落合一六番地先から	変更前	八・〇〇 一五・九	四四〇・〇
	同 郡同 村大字落合 字落合九三番一地先ま で	変更後	一一・〇〇 二四・八	四四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 浪江線	相馬市坪田字台前三六 番地先から	変更前	A 一〇・〇〇 四二・〇〇	九〇五・〇〇
	同 市坪田字前林七一 番二地先まで	変更後	A 一〇・〇〇 四五・〇〇	九〇五・〇〇
	相馬市坪田字台前三六 番一地先から	変更後	B 八・〇〇 二二・〇〇	一一八・〇〇
	同 市坪田字前林七一 番二地先まで	変更後	B 八・〇〇 二二・〇〇	一一八・〇〇
	相馬市坪田字台前三六 番一地先から	変更後	B 八・〇〇 二二・〇〇	一一八・〇〇
	同 市坪田字前林七一 番一地先から	変更後	B 八・〇〇 二二・〇〇	一一八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道日下 石新沼線	相馬市小泉字根岸七五 五番一地先から	変更前	一四・三〇 六一・八〇	五八〇・〇〇
	同 市新沼字坪ヶ迫二 〇一三番三地先まで	変更後	一四・三〇 六一・八〇	五八〇・〇〇

課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
相馬市小泉字根岸七五 五番一〇地先から	同 市新沼字坪ヶ迫二 〇一三番三地先まで	変更後	一四・三〇 七三・〇〇	六二〇・八〇
		変更後	一四・三〇 七三・〇〇	六二〇・八〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上戸 渡広野線	双葉郡広野町大字上浅 見川字大谷内一三六番 二地先から	変更前	一一・〇〇 五七・一〇	一〇五・五〇
	同 郡同 町大字上浅 見川字桜田一〇九番六 地先まで	変更後	一〇・〇〇 四三・九〇	一〇五・五〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道井手 長塚線	双葉郡浪江町大字井手 字唐沢一―二番一地先 から	変更前 七・七〇 二七・三	変更後 七・七〇 三三・五	四六〇・〇 四六〇・〇
-------------	--------------------------------	---------------------	---------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道井手 長塚線	双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 から	変更前 六・〇〇 一六・〇	A 六・〇〇 一六・〇	二六・五六八・一
	同 郡同 町大字長塚 字寺内前一〇一番一 地先まで	変更後 六・〇〇 一六・〇	B 九・五〇 七〇・〇	二六・五五四・〇
	双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 から	変更後 六・〇〇 一六・〇	A 六・〇〇 一六・〇	二六・五六八・一
	同 郡同 町大字長塚 字寺内前一〇一番一 地先まで	変更後 六・〇〇 一六・〇	B 九・五〇 七〇・〇	二六・五五四・〇
	双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 から	変更後 六・〇〇 一六・〇	A 六・〇〇 一六・〇	二六・五六八・一
	同 郡同 町大字長塚 字寺内前一〇一番一 地先まで	変更後 六・〇〇 一六・〇	B 九・五〇 七〇・〇	二六・五五四・〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下洗 佐南新田 線	南相馬市原町区下洗佐 字後川三二二番地先か ら	変更前 一〇・五〇 四五・〇	(メートル)	一四三・四
	同 市原町区下洗佐 字仲西三九八番一 地先まで	変更後 一〇・五〇 四二・〇	(メートル)	一四三・四

(道路計画課)

福島県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道二本松金屋線	郡山市安原町字前三三番一 地先から 同 市安原町字前一〇三番一 地先まで	平成三〇年三月二十三日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道高藤田島線	南会津郡下郷町大字湯野上字箱本 乙一三三〇番地先から 同 郡同 町大字湯野上字箱本 乙一三二九番一地先まで	平成三〇年三月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上戸渡広野線	双葉郡広野町大字上浅見川字大谷 内一三六番二地先から 同 郡同 町大字上浅見川字桜田 一〇九番六地先まで	平成三〇年三月二十三日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道下洪佐南新田線	南相馬市原町区下洪佐字後川三二 二番地先から 同 市原町区下洪佐字仲西三九 八番一地先まで	平成三〇年三月二十三日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 田村市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村三春小野都市計画下水道事業（田村市流域関連 公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成十年三月十三日
- 四 事業施行期間（変更前） 平成十年三月十三日から平成三十二年三月三十一日まで（平成二十七年四月一日から平成二十七年五月二十八日までの期間を除く。）
（変更後） 平成十年三月十三日から平成三十五年三月三十一日まで（平成二十七年四月一日から平成二十七年五月二十八日までの期間を除く。）
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十七年福島県告示第四百十三号）の事業地に田村市滝根町菅谷字杏子の全部の区域を加える。
同事業地に同市滝根町菅谷字北見、字安土前、字小入水、字大六、字仙台平、字馬場、字作田下、字早風、字畑中、字猪々折作、字沼ノ沢、字六大田、字三森及び字過足内の各一部の区域を加える。
同事業地のうち同市船引町船引字堰田、字入山、字板橋入山及び字遠表並びに同市滝根町菅谷字入水の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプラント模擬設備設計・製作業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年3月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
プラント模擬設備設計・製作業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構 兵庫県神戸市長田区二葉町七丁目1番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
77,113,703円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(産業創出課ロボット産業推進室)